

議案第45号

代理の承認を求めることについて（指定管理者の指定について）倉敷市立磯崎
眠亀記念館

教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和51年倉敷市教育委員会規則第10号）第2
条第3項の規定により、11月定例会市議会に提出する議案の作成に係る市長への意見の申出に
ついて、次のとおり代理したので、承認を求める。

令和6年12月26日提出

倉敷市教育委員会

教育長 仁 科 康

下記の施設について、指定管理者を指定する。

記

- | | | | |
|---|-------|------------------------|-------------|
| 1 | 対象施設名 | 倉敷市立磯崎眠亀記念館 | |
| 2 | 指定管理者 | 所在地 | 倉敷市茶屋町195番地 |
| | | 名 称 | 磯崎眠亀顕彰会 |
| | | 代表者・職氏名 | 会長 佐 川 慶 三 |
| 3 | 指定の期間 | 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで | |

提案理由

倉敷市立磯崎眠亀記念館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項
の規定により、議会の議決を求めるもの。

団 体 概 要 書

団 体 名	磯崎眠亀顕彰会
所 在 地	倉敷市茶屋町 1 9 5 番地
代表者・職氏名	会長 佐 川 慶 三
設立年月日	昭和 6 3 年 4 月
資 本 金	—
従 業 員 数	4 人（会員 3 6 9 人）
経 営 方 針	明治時代、 ^{きんかんえん} 錦莞蕙織機を発明し、イ草による精巧緻密な錦莞蕙を海外に広め、日本の殖産と郷土の産業振興に貢献した磯崎眠亀の業績と人物を顕彰し、郷土づくり、まちづくりに役立てることを目的とする。
沿 革	昭和 6 3 年 倉敷市立磯崎眠亀記念館の開館に合わせ、顕彰会設立開館当時から、記念館の管理に携わる 「磯崎眠亀だより」第 1 号発行 「磯崎眠亀まつり」を毎年 1 1 月 2 3 日に開催 平成 2 3 年 倉敷市立磯崎眠亀記念館の指定管理者となり、現在に至る（それまでは、つくば商工会を通して業務を実施） 令和 6 年 設立当時 1 6 9 人の会員が 3 6 9 人となる
主 な 業 務 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 倉敷市立磯崎眠亀記念館の管理及び運営 ・ 磯崎眠亀まつり及び、総合作品展の開催 ・ 磯崎眠亀だよりの発行 ・ 地元児童及び生徒に対する磯崎眠亀の偉業の伝承 ・ 花むしろ工房でイ草手織り体験の開催
過去 5 年間の 主 な 業 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣小学校にて磯崎眠亀の偉業を伝承する課外事業の実施 ・ 眠亀まつり及び、総合作品展の開催 ・ 外国からの見学者に向けて英語版パンフレットの作成 ・ 倉敷市立磯崎眠亀記念館の指定管理業務の実施